

平成29年7月20日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成29年7月20日、午前9時45分久留米市農業委員会総会を久留米市商工会館大ホールに召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	飯田三津雄	委員
2番	池田清茂	委員
3番	池田龍子	委員
4番	石井孝雄	委員
5番	稲富克紀	委員
6番	上村孝二	委員
7番	内田洋一	委員
8番	緒方義範	委員
9番	笠幸夫	委員
10番	古賀誠一	委員
11番	古賀喜治	委員
12番	坂井康孝	委員
13番	平壯一	委員
14番	田中文	委員
15番	田中弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富松隆晴	委員
19番	日比生和雄	委員
20番	深川嘉穂	委員
21番	松延洋一	委員
22番	馬渡恵美子	委員
23番	森崎康洋	委員
24番	諸藤澄夫	委員

欠席委員は次のとおりである。

中村 彩 委員

事務局の出席者は10名である。

事務局 それでは、ただいまから、改選後の第1回の農業委員総会を開催させていただきます。

本日の総会は、改選後の最初の総会でございます。農業委員会等に関する法律第27条第2項の規定によりまして、市長が招集をさせていただきます。現在、委員定数24名中、23名の出席であり、委員は過半数となりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたしております。

それでは、本日の総会に当たりまして、市長挨拶をいただきたいと思っております。

橋本副市長 新しい制度での第1回の農業委員会総会ということでございます。市長から挨拶を預かっておりますので、代読をさせていただきます。

本日は御多用の中、辞令交付式並びに農業委員会総会に御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。また、7月5日からの記録的な大雨により被災された皆様並びに御家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早い復旧・復興をお祈りをしております。

久留米市といたしましては、甚大な被害を受けた朝倉市への職員の派遣を開始したところでございます。今後もさまざまな支援を行ってまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて、農業委員会に関しましては、昨年4月に農業委員会法が改正され、農業委員の選出方法が、選挙制から、市議会の議決を経て市長の任命制へと変更されるとともに、農地等の利用の最適化が農業委員の必須業務に位置づけられるなど、農業委員の重要性がこれまで以上に高まっております。

この新制度のもとで初めて任命されました24名の農業委員の皆様には、今回新設された農地利用最適化推進委員の方々と十分な連携を図りながら、担い手への農地等の利用の集積や集約化、遊休農地の発生防止と解消、さらには新規参入の促進に向けて御尽力をいただきますことを期待をしております。

農業を取り巻く環境は、農業就農者の高齢化や人口減少社会の到来、国際競争の激化など、先行き不透明な状況が続いております。加えて、先の国会では、農業改革関連8法が成立するなど、農業情勢は大きな転換期を迎えております。

そのような中、私は、農業は久留米市の基幹産業であり、その発展は市全体の活性化を図る上でも重要であると認識をしております。そのため、第2期久留米市食料・農業・農村基本計画に基づき、基幹的な担い手の経営力強化や営農組織の法人化の推進、女性農業者の活躍促進に向け、各事業の推進に取り組んでいるところで

あります。これからも、久留米市農業のさらなる振興を図ってまいりますので、皆様からの御協力をいただきますとともに、久留米市農業の発展のために御尽力賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、農業委員の皆様方の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

平成29年7月20日、久留米市長、檜原利則。

代読させていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。橋本副市長には、次の会議が予定されておりますので、ここで退席をされます。

橋本副市長 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、総会の方を続けさせていただきます。

次に、議長を選出していただくわけでございますけれども、本日は最初の総会でございますので、議長の職務を行う方がいらっしゃいません。したがって、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の「年長の議員が臨時に議長の職務を行う」という規定を準用いたしまして、本日の出席委員の最年長者でございます手島富士雄委員に議長の職務をお願いしたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

「異議なしの声」

事務局 御了承いただき、ありがとうございます。それでは、手島委員、議長の席にお着きください。

臨時議長 ただいま御指名を受けました手島富士雄でございます。最年長ということで、こういう場につくことはなかなかなかったのではないかと思いますけど、皆様の御協力によって、議事がうまく進むことをお願いして、勤めさせていただきます。よろしく申し上げます。

では、早速ですが、議事に入りたいと思います。

議事に入る前に、皆様方の座席につきましては、議事の進行上、仮議席ということ

で今日の座席を決定していることをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議題に沿って進めさせていただきます。

議題①久留米市農業委員会会長互選を行いたいと思ひますので、会長の選考方法について事務局より提案があるということで、説明をお願ひしたいと思ひます。

「異議なしの声」

臨時議長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

事務局 それでは、御説明をさせていただきます。

久留米市農業委員会組織規程第2条で、選考の方法につきましては、無記名投票のほか、委員の総意により、その他の方法での互選も可能であるとしております。

前回までの会長選出につきましては、選挙区ごとに1名の委員を選出し、選考委員会を立ち上げまして、その中で会長に推薦する委員を決定し、総会で会長の指名推選を行いまして承認をいただいております。しかし、今回は、法改正がなされ、選挙区もございません。定数も減っていますことから、この総会の場で指名推選を行う方法でいかがでしょうか。

また、指名された方が複数いらっしゃった場合につきましては、本庁区域並びに各事務所区域ごとに選考委員各1名を選出し、合計5名の選考委員会を立ち上げまして、その中で協議をしていただき、指名された候補者の中から1人を選出してもらおうという方法を考えております。これについていかがでしょうか。よろしくお願ひします。

臨時議長 ただいま事務局の方から説明がございましたが、何か異議はございませんでしょうか。

「異議なしの声」

臨時議長 ありがとうございます。それでは、今説明があったような形で議事を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

推薦される場合は、推薦理由を述べられて、推薦していただくことをお願ひして、

推薦に入りたいと思います。どなたか、推薦される方がいらっしゃいましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

諸藤委員 今年から、権限移譲も受けております。その中で、委員定数も減っておりますので、前回の経験者である笠さんでいかがでしょうか。

臨時議長 ありがとうございます。ただいま、笠さんという推薦の御意見でございましたが、他にどなたか御意見ございませんでしょうか。

特別ないようでしたら、拍手で決定したいと思いますですがよろしいでしょうか。

(拍手)

臨時議長 ありがとうございます。それでは、全会一致で笠さんを会長に推薦するということを決めます。よろしくお願ひいたします。

それでは、笠委員に申し上げます。あなたが久留米市農業委員会会長に決定いたしました。

それでは、久留米市農業委員会規則第4条により、笠会長と議長を交代いたします。臨時議長の解任に当たりまして、一言御挨拶をいたしたいと思ひます。

皆さん方の御協力によりまして、スムーズに新しい会長が決定したことについて感謝を申し上げ、この場で議長を終わらせていただきます。本日の御協力、ありがとうございました。

(拍手)

事務局 手島委員、ありがとうございました。

それでは、新会長の笠会長、議長席に御着席ください。

議長 皆さん、おはようございます。今、推薦いただいたところでありまして。何か身の引き締まる思いであります。前回から引き続き、会長として務めさせていただきます。先ほど、推薦の中にもありました権限移譲というものを、皆様方の中にはわからない方も何人かいらっしゃるかもしれません。これまでは、農業委員会総会で許可相当等を審議させていただき、場合によってはこれを農業会議所に送って意見聴取を

して、最終的に県に決定を諮るという方法でございましたけれども、今年の4月から、福岡県内では久留米市を含む2つの農業委員会が権限移譲を受けた訳であります。そのため、これまでの久留米市農業委員会総会では、許可相当等を審議し、最終的に県に付議していた流れが、一部を除いて、総会で決議したものがそのまま決定というような形になります。ですから、非常に重い判断といたしますか、そういったことをやっていかなければならないということでございます。

我々がこの中で審議をし、そしてこれまでの県に倣って、許可、不許可という理由をきちんと検討するということです。

今度の法改正というのは、皆さん方も、十分御存知のように、平成28年の4月1日から適用された訳でございます。任期がございますので、久留米市農業委員会につきましては、今年からというような形でございます。29年の7月に、大体全国で8割以上の農業委員会が改選なされるということになろうかと思っております。

そういうところで、指名を受けたところでありますし、私も緊張感を持って、今後、皆さん方の協力を得て進めていきたいと思っておりますので、農業委員皆さんの御協力、御支援を切にお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

続きまして、議題に入るということでございますから、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

議題②議席の決定でございます。議席は、久留米市農業委員会会議規則第6条で、「議席は、議長が定める」と規定されておりますが、委員の皆様の御意見をお聞きしたいと思っております。

参考までに、現在の仮議席の決め方は、事務局より説明をいたします。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、御説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料1、議席表及び名簿をご覧ください。

久留米市農業委員会会議規則第6条で、「議席は、議長が定める」と規定されております。これまでは、7つの選挙区がありまして、選挙区の順番で議席番号を決めておりましたが、今回の改選からは選挙区が廃止され、久留米市に一本化されたことから、五十音順に仮議席を決めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議席案は、現在の仮議席と同様の席順となります。議席の指定については、議案の案のとおりでいかがでしょうか。

「異議なしの声」

議長 異議なしと認めます。
それでは、議題②の議席の指定については、議席案のとおり決定をいたします。
続きまして、議題③久留米市農業委員会副会長の互選を行います。
選任方法について、事務局より説明をいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。
今まで、選挙区ごとの代表及び選任委員の代表の8名を副会長としておりましたが、今回から、選挙区の廃止に伴いまして、久留米市を高速道路、九州自動車道でございすけども、これを基準に東西に分けまして、農地法等の規定による農地の権利移動や転用の許可など、審査をするグループを東部2グループ、西部2グループに結成していくことになっております。そのため、副会長につきましては、東部から2名、西部から2名の副会長を選出することといたしております。
お手元の資料2、東西審査会、7月20日総会提示（案）をご覧ください。
皆様を住所地で東西に分けております。ただし、審査会につきましては、会長は入れないということになっておりますので、西部の方に笠幸夫委員の名前がありますけども、会長に就任されましたので、削除をよろしく願いいたします。
続けます。
東西の枠組の中で御協議をいただき、それぞれの副会長の選任をお願いしたいと考えているところでございます。
なお、副会長となられた方は、転用や農地移動の審査を行う審査会の代表となっていただきますとともに、毎月開催されます代表者会議に出席をしていただくこととなります。
また、東部をAとB、西部をCとDの合計4つのグループに分ける必要がございますので、副会長の決定後に、今説明しました資料2の下の方の表でございすけども、こちらの方を参考に、東西4グループのメンバーの割り振りをお願いしていただきたいというふうに考えております。
なお、委員の中に、利害関係のない中立委員として、田中文委員と古賀喜治委員、

お二人いらっしゃいますけども、お二人につきましては、田中文委員はAとB両方とも、古賀喜治委員についてはCとD両方とも審査会に行っていたかと思っております。

また、スケジュールにつきましては、資料2の裏面のとおりとなっておりますので、詳しくは全員協議会の審査会について説明をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長 ただいま事務局のほうから説明及び提案がありました。選考の方法は、いかがでしょうか。皆さんの御意見を伺いたいと思います。

池田(清)委員 副会長さんもやはり経験者でなければ、新人ですとわからないと思います。経験者にしてもらったらいかがでしょうか。

議 長 そういう御意見が出ております。

事務局 ただいま御意見ありがとうございました。そういう御意見も含めまして、一旦、東西に分かれて決めていただければと事務局としては考えております。

議 長 この後に、また東西に分かれて場所を設けてありますので、その中でそういった御意見を出していただければと思うところであります。いかがでしょうか。

「異議なしの声」

議 長 ありがとうございます。
それでは、東西ごと協議をいただき、副会長の選任をお願いしたいと思います。ここでしばらく時間をとりたいと思います。
なお、選考結果を発表する方は、事前に決めておいていただきたいと思います。
それでは、直ちに協議にお入りいただきますようお願いを申し上げます。

事務局 それでは、後ろのほうに協議の場所を設けさせていただいております。後ろに向かって左側が東部でございます。右側が西部でございます。申し訳ございませんけども、名簿に記載されています東部、西部で分かれていただいて、御協議の方を、よ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

—副会長の互選—

事務局 皆様の協議も終わったということでお伺ひしております。一旦、席の方によろしくお願ひします。

議長 それでは、副会長の選考が決まったみたいですので、報告をお願ひいたします。まずは、東部地区をお願ひいたします。

田中(弥)委員 東部審査会のAは日比生和雄委員、Bは石井孝雄委員です。

議長 西部地区、お願ひいたします。

松延委員 Cは諸藤澄夫委員、Dは松延洋一委員です。

議長 ありがとうございます。ただいま各部からの報告がありましたとおりであります。いかがでしょうか。

「異議なしの声」

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。
それでは、議題③久留米市農業委員会副会長の互選については、石井委員、それから日比生委員、諸藤澄夫委員、松延洋一委員に決定をいたします。
続きまして、議題④久留米市農業委員会会長職務代理者の互選を行います。選任方法について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局 説明いたします。
会長職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定により、「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する」となっております。したがいまして、皆様の互選により、会長職務代理者を定めるものでございます。

久留米市農業委員会組織規程におきまして、職務代理者は副会長がすると定めておりますので、先ほど決定いたしました副会長4名の中から2名の職務代理者の選考をお願いいたしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 それでは、副会長の4名にて選考をお願いいたします。
ここでしばらく時間をとりたひと思ひます。
なお、選考結果を発表する方を事前に決めておいていただきたひと思ひます。選考委員による推薦が決定するまで、農業委員会総会を臨時休憩いたします。
それでは、直ちに協議にお入りください。お願いいたします。

事務局 協議の場所は、後ろにまた用意をいたしてありますので、恐れ入りますが、副会長4名の方につきましては、後ろの方で御協議をお願いいたひと思ひます。

休憩

議 長 それでは、ただいまより総会を再開いたします。
それでは、選考結果の報告をお願いいたします。

諸藤委員 それでは、発表いたします。
日比生委員と松延委員に決定いたしました。
第一職務代理者を日比生委員をお願いしております。

議 長 それでは、ただいま報告がありましたとおりでございます。いかがでしょうか。

「異議なしの声」

議 長 ありがとうございます。異議なしと認めます。
それでは、久留米市農業委員会会長職務代理者の互選は、日比生委員を第1、そして松延委員を第2ということでございます。

「異議なしの声」

議 長 以上をもちまして、議題の審議を終わらせていただきます。

次に、久留米市農業委員会会議規則第10条の規定により、議事録署名議員を指名いたします。1番、飯田三津雄委員、13番、平壯一委員を指名いたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。皆さんの御協力ありがとうございました。